

(様式 2)

「桐生市行政改革方針（案）及び桐生市行政改革方針実施計画（案）」に対する意見提出
手続の結果

- 1 意見の募集期間 平成 31 年 1 月 22 日（火）～2 月 20 日（水）
- 2 意見の提出者数 5 人（直接 4 人、郵送 1 人）
- 3 意見の件数 13 件
- 4 担当部課 総務部総務課
- 5 提出された意見の要旨と考慮の結果

(1) 《計画策定のプロセスと策定体制》についての意見

番号	意見の要旨	考慮の結果（意見に対する市の考え方）
1	本計画案は労働者の意見を含まない不当な内容であるため、速やかに白紙撤回し、今後このような計画等には労働組合の代表者を委員に加えるべきである。	本計画案は、広い見地からの意見をいただくため、一般市民で構成された行政改革方針有識者委員会で意見をお聞きし、市役所内部では、職員による検討委員会や幹部職員による会議において協議を重ねて作成しております。

(2) 《行政改革方針（案）財政推計シミュレーション》についての意見

番号	意見の要旨	考慮の結果（意見に対する市の考え方）
2	財政調整基金は、どの程度確保していくこととしているのでしょうか。また、基金からの取崩し、繰入は歳入歳出のどの項目を見れば分かるのでしょうか。できれば何らかのかたちで表示していただきたい。 また、桐生市庁舎整備基本方針（案）に係る経費については、計上されていないものとして理解してよろしいでしょうか。	財政調整基金について、残高は一般会計予算規模の 10%程度を目標としております。行政改革方針の 3 ページの注釈にその旨を追加いたしました。 基金の繰入金については表に記載してあります「財政調整基金繰入金」の表記のとおりです。 また、桐生市庁舎整備基本方針（案）についても財政推計シミュレーションに反映しております。

(3) 《重点項目 1 効率的・効果的な行政経営の推進》についての意見

番号	意見の要旨	考慮の結果（意見に対する市の考え方）
3	業務の効率化のためには、職員の業務を中断することなく、市民からの問い合わせに応じることができる仕組みの構築が必要である。	行政改革方針実施計画にあります ICT の活用による定型的で繁雑、膨大な業務の作業の効率化を図ることや、窓口業務の手順の見直しを行う中で、業務の効率化につ

<p>窓口に来る市民の依頼内容はほぼパターン化できると考えるので、パターン化した問い合わせ内容や問題をロゴやイラストで表記し、市民が自分自身の相談内容が視認できる仕組みを作り、各部署で窓口担当スタッフを配置し、それぞれのケースに応じた対応が簡便にできるようにしたらどうか。</p>	<p>いて検討していきたいと考えております。</p>
--	----------------------------

(4) 《重点項目2 民間活力の導入・市民協働の更なる推進》についての意見

番号	意見の要旨	考慮の結果（意見に対する市の考え方）
4	<p>桐生市のボランティア団体の数と質では県下一という話をよく聞きますが、団体の連携が円滑に行われているとは言い難く、大きな運動につながりにくい。</p> <p>ボランティア活動をしたい個人と団体をつなげる桐生市民活動応援サイト「ゆいねっと」を立ち上げており、もっとこの仕組みを市民に広く知ってもらい取り組みも必要である。</p> <p>「桐生自然観察の森」は、桐生自然観察の森友の会のメンバーが園内整備、行事、生物調査などの協力を行い、これらのスタッフが自然観察プログラムを運営している。今回の改革案の中にも自然観察の森の民間移管が視野に入っているが、この桐生自然観察の森友の会は、桐生市の市民活動団体として登録されていない。</p> <p>実質的な活動をしている団体が、なぜ市民活動団体としてエントリーしていないのか、されていないのか、その本質を見極めることが、行政改革にPPPを効果的に生かすための</p>	<p>将来にわたって持続可能なまちづくりのため、民間活力の活用を図るとともに、市民団体等との連携や、自治組織、NPO及び民間との協働を更に推進する必要があります。</p> <p>また、PPPなどの公民連携を推進する中でも、効果的、効率的な公共施設の運営や更なる市民協働を進めていきたいと考えております。</p>

重要なポイントになると考える。
市側の金銭的、人的負担の軽減を効果的にするには、公設民営、PFIの手法は有効な手段であり、そのためには、施設の特性、条件などに応じた細かな制度設計が必要と考える。

桐生自然観察の森が指定管理制度となった時、自然観察の森友の会のメンバーがNPO団体を立ち上げ、指定管理者として一体的に運営することが一番円滑なPFI形態と思われるが、一般的には民間企業が管理者になると考えられる。その時、新たな管理者が実績のある当団体とどのように関係を築き、園を円滑に運営していけるように協働するかが事の成否を左右する。よりよい施設運営を更に向上発展するためには、既存で活動している団体との関係構築、もしくは解消というセンシティブなテーマも含まれていることを念頭に置く必要を感じる。

新川公園は今回の総合管理計画施設に入っていないが、例えば図書館と一体管理とすることで活用の範囲が広がる。また、複数の企業がコンソーシアム形式で共同運営することにより運営側のスケールメリット、一体となったイベント企画や広報広告展開が可能となると考える。

いずれにしても、全体で情報交換と交流をより密にし、一体として集客力を向上できるように地域として各施設の連携を図ることが更なる施設利活用の向上に不可欠と考える。

(5) 《重点項目3 少数精鋭を前提とした人材育成》についての意見

番号	意見の要旨	考慮の結果（意見に対する市の考え方）
5	<p>地方の生き残りの肝は、地方自治体自身の政策官庁化であり、自分たちの地域独自の政策をしっかりと立てられるような真のエリート育成こそが何よりも重要である。</p> <p>人員削減により手が足りず、臨時職員が増加する。賃金は安いかもしれないが「公共団体の行政の民主的かつ能率的な運営並びに特定地方独立行政法人の事務及び事業の確実な実施を保障し、もって地方自治の本旨の実現」が可能となるには到底考えられない。</p> <p>プロの地方公務員というのは、地方自治の本旨である「団体自治」と「住民自治」の歯車が円滑に回るための潤滑油であり、自分たちで何が必要かP D C Aを回し独自の政策立案を行う存在と考えられる。住民票や戸籍を取り扱う窓口サービスも個人情報を取り扱うため、単純作業かもしれないが高い職業倫理観が求められる職種だと考える。</p> <p>地方公務員が本来の仕事にプロとして徹するには、民主主義の根幹を成す団体自治、住民自治意識の啓蒙が必要不可欠と考える。同時に、精鋭の行政マンの育成のためには良質な思想教育を潤沢に受けられるようにコストをかけることが必要とも考える。10人の臨時職員が行う仕事を1人若しくはI O Tで処理できる業務の効率化を発想し、実行できる業務処理能力と高い職業倫理を堅持した能動的な真のエリートが地方には必要で、能率、質ともに良く、かつ</p>	<p>地方分権社会と多様化する市民ニーズに対応していくために、時代の求めに応じた人材を育成は喫緊の課題であると考えております。そのため、少数精鋭の職員体制を更に推進するため、職員の高度人材の積極的な育成と、専門人材の育成を進めていきたいと考えております。</p>

	<p>高いステイタスが保証される「憧れの仕事」となるような取り組みが求められると考える。</p> <p>有力者からの口利きや、付度によって入るような生半可な職場ではない、ということをはっきりとモノ申せる職場環境が優秀な人材のモチベーションを更に向上させ、市民に対する真の良質な行政サービスの実現につながるはずである。</p>	
--	--	--

(6) 《重点項目4 健全な財政基盤の確立》についての意見

番号	意見の要旨	考慮の結果（意見に対する市の考え方）
6	<p>人口減少は経済縮小であるとは考えずに、むしろ環境負荷を低減し、仕事の能率がより一層高くなる、という発想で様々な環境整備を行うことが重要だと考える。</p> <p>介護、介助を必要とせず、未永く足腰丈夫に動ける健康寿命を延ばす施策も強化する必要があると考える。</p> <p>いずれにしても、桐生市にしかない山や川といった独自の風土要件に織都としての歴史・文化を紡ぎ合わせることで、桐生でしかできないオリジナルの体験という価値を生み、活気ある街につながると考える。</p>	<p>ご意見の内容も参考にさせていただきながら、桐生市の持っている良さを活かしたまちづくりや、人口減少が進む中で、どうしたら市民が豊かに暮らせるまちづくりができるかなど様々な視点で検討していきたいと考えています。</p>

(7) 《民間委託と時間外勤務》についての意見

番号	意見の要旨	考慮の結果（意見に対する市の考え方）
7	<p>事業の委託に要する費用を7割として見込むこと自体に問題がある。すでに民間委託されている事業等についても必要に応じて直営に戻すように検討されたい。また、時間外勤務の縮減についても、事務の効率化などを行った後に時間をかけて対応</p>	<p>委託に要する人件費の7割については、これまでの実績をもとに効果額を算定するうえで使用しています。また、時間外勤務の縮減については、働き方の見直しを行うなかで進めていきます。</p>

	すべきである。	
8	学校用務職員の非正規化が学校にもたらす影響は多大なことから、正規学校用務職員の存続を図られたい。	学校用務業務に影響がないように検討していきます。
9	安易な民間委託を止め、学校文書の配達を学校用務員に戻すこと。	学校文書の配達業務に支障がないように対応してまいります。
10	公立幼稚園7園のうち4園を統廃合または民間移管としていますが、桐生市の幼児人口減少の現状を鑑みたとき、この改革では全く不十分であり、時期も含めた具体的な方向性が示されていないという意味でも不十分ある。「平成32年度より新入園児の募集を行わない。平成34年度までには全園廃止とする。」というような明確な目標を示さない限り、改革は不可能だと思います。	公立の幼稚園及び保育園については、地域性や園児数のバランスを勘案しつつ、実施計画では幼稚園7園中4園について、統廃合及び民間移管を進めていきたいと考えています。

(8) ≪削減効果額の削減根拠≫についての意見

番号	意見の要旨	考慮の結果（意見に対する市の考え方）
11	基準財政需要額の範囲内であれば、人件費相当額は国から交付されることになっており、人員削減により、地方交付税が後に削減されるなど結果として人員削減による効果は発生しないものと考えられる。また、民間委託をした場合はさらに委託費用が増加するため削減効果はマイナスになると考える。	基準財政需要額に含まれていない行政サービスも数多く実施しており、地方交付税ですべての人件費を賄い切れていないと理解しています。また、総務省においては、交付税の算定において全国的に民間委託が可能な事業については、民間委託を前提として交付税を算出しており、算定過程において地方自治体に行政改革を促しています。

(9) ≪（参考）これまでの行政改革の取組≫についての意見

番号	意見の要旨	考慮の結果（意見に対する市の考え方）
12	「桐生市行財政改革方針」(平成17年度～26年度)の削減効果額について、約39億円の目標に対し、33.6億円の達成と記されているが、当該計画期間の収支差額がどう	前回の行政改革についてはご意見のとおり、単年度の効果額に対する目標であるのに対し、今回の行政改革では、累積効果額に対する目標の設定となっており、比較する対象が異なります。

	なったのか表示すべきだと考えます。	
--	-------------------	--

(10) 《その他》についての意見

番号	意見の要旨	考慮の結果（意見に対する市の考え方）
13	3 特別会計（学校給食共同調理場、住宅新築資金等貸付事業、新里温水プール事業）以外の特別会計事業があるのであれば、当該事業改革の対象として検討するべきであると考えます。	行政改革は桐生市全体におけるものでありますので、すべての会計に及んでおります。